

vol. 2206

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



## 今号の掲載内容 (掲載順)

- 文科省「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について(通知)」を发出-6/28
- 地公労幹事団 大分県人事委員会事務局長交渉を実施-5/22
- 第1回養護教諭部委員会(6月22日(土) 高教組研修所)
- 教職員共済から「20代から40代のライフデザインセミナー」開催のお知らせ

## 文科省「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について(通知)」を发出 - 6/28

6月28日文科省は、各都道府県教育委員会および各指定都市教育委員会の教育長に対し、「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」(通知)を发出しました。この通知では、長期休業期間に研修等の業務の実施を求めてきた「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について(通知)」(以下「02年文科省通知」)を廃止し、教委に対し教員が休日をまとめて取れるように研修や業務の縮減を求めるとともに、中教審答申、事務次官通知で示してきた「一年単位の変形労働時間制」について、長期休業期間中の休日の「まとめ取り」の考えが示されました。

\*\*\*\*\*

少子化による学級数減に伴う教職員定数の削減される一方で、子どもの多様化やいじめ・不登校などの教育課題の増加、学校に多くのことが期待されるようになり、教職員の多忙化が進む中で出された「02年文科省通知」によって、夏季休業等の長期休業中における勤務についての締め付けが行われ、教職員の多忙化に拍車をかけたと言っても過言ではありません。今回の通知で文科省は、これまでの考え方を180°方向転換し、長期休業中の業務削減の方針を打ち出しました。このことは、これまでの私たちの粘り強いとりくみの成果です。

今後、この通知をもとに現場にも「長期休業期間における学校業務削減」について指示が下りてくることになります。この通知を活用し、長期休業中の研修等の削減と確実に休日の確保にむけてとりくみをすすめることをスタートとし、上限ガイドラインを活用して日々の勤務時間の縮減と所定労働時間内で業務を終了させることにつなげていかなければなりません。

### 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について(通知)

#### 《前文要旨》

- 平成29年6月に、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」について中央教育審議会に諮問し、平成31年1月、中教審において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(以下「答申」)がとりまとめられた。
- 文科省では、答申をふまえ、学校における働き方改革に関する取組を総合的に進めており、各教育委員会及び各学校においてとりくむことが重要と考えられる方策については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」として示した。
- 学校における働き方改革の目的は、教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持って子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- このためには、教職の魅力高め、志ある優秀な人が活躍し続けるための環境作りが重要であり、答申においては、かつて完全学校週5日制への移行期間に行われていた長期休業期間の休日の「まとめ取り」のように、夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日を確保することが学校における働き方改革を進める上で有効と指摘された。
- 現在でも、週休日の振替や年次有給休暇によって長期間の学校閉庁日を実施している地方公共団体もあり、文科省

が実施した調査（平成30年度）によれば、既に都道府県の40.4%が「学校閉庁日を設定している」としている。

- そのためは、長期休業期間中の業務量の一層の縮減が必要。
- このため、夏季等の長期休業期間における学校の業務・勤務管理について、留意点をとりまとめたので、学校における働き方改革の推進の観点から、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情に応じて適切に対応いただきたい。
- その際、一部の教師に業務が集中し、その教師の長時間勤務が常態化することなく、全ての教師の能力向上に努めながら、業務の偏りを平準化するよう、状況に応じて校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すなど、引き続き、適切に対処いただきたい。
- 「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）」（別添）は廃止。

#### 《具体的なポイント》

- 教師が確実に休日を確保できるよう、長期休業期間における一定期間の学校閉庁日の設定などの工夫を行うこと。
- 研修については、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならないよう、教員等の資質の向上に資する効果的・効率的な研修が体系的に整備されるよう配慮するとともに、研修の効果的な実施にあたって配慮すべき事項を教員研修計画に掲げること。
- 都道府県と市町村教委等で重複した内容の研修の整理等、業務としての研修の精選を行うとともに、研修報告書等についても過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化をはかること。
- 初任者研修については、校内研修週10時間以上、年間300時間以上、校外研修年間25日以上について、目安通りに実施する必要はない。
- 中堅教諭等資質向上研修についても実施時間、日数を弾力的に設定すること。
- これらの研修（初任研・中堅研）については、実施すること自体が目的ではなく、教育公務員特例法第21条第1項の規定をふまえ、教師の専門職としての専門性を高めることが目的であること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の活動である部活動については、必ずしも教師が担う必要のない業務であり、部活動指導員や外部人材の積極的な参画を図ること。  
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 教育委員会として大会・コンクール等の規模・日程、参加資格、種類・数の精選・統廃合、について主体的に速やかな検討・見直しを促すこと。
- 長期休業中に、総合的な学習の時間の学校外の学習活動を行う場合に、教職員が緊急連絡に備えるためのみを理由として学校に待機することがないようにすること。
- 夏季等の長期休業期間中の業務について、各学校の実情をふまえて見直すこと。
- 教育公務員特例法第22条第2項にもとづく研修については、教員の専門職としての専門性を向上させる機会を確保するとともに、教師の勤務状況について、地域住民や保護者等の疑念を抱かれないよう、勤務管理の適正を徹底すること。

#### （別添） 「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）」

- 1 長期休業期間中の勤務を要する日は、当然のことながら、給与上有給の取り扱いをされていることを踏まえ、本長期休業期間を活用して、以下のような取組みを充実し、教職員の資質向上や教育活動の一用の充実等に努めること。
  - (1) 初任者研修、経験者研修等の教育委員会が行う研修の実施
  - (2) 各学技における計画的な研修の実施
  - (3) 教育センター等における教員の自主的研修の支援
  - (4) 各学校における教材研究、授業研究の実施
  - (5) 児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の実施
- 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に基づく研修（以下「職専免研修」という）について、以下の点に留意しつつ、その適正な運用に努めること。
  - (1) 職専免研修は、職務に専念する服務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、職専免研修を承認するか否かは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
  - (2) 職専免研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不適当と考えられるものについて承認を与えることは適当ではないこと。
  - (3) また、職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で行う必要性の有無等について適正に判断すること。
  - (4) このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により研修内容の把握確認の徹底に努めること。なお、

計画書や報告書の様式等については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。

- (5) なお、職専免研修について、「自宅研修」との名称を用いている場合には、職専免研修が、あたかも自宅で行うことを通例や原則とするか如き誤解が生じないように、その名称を「承認研修」等に見直すことも考えられること。

※通知の2について、今回の通知でも再掲されており、実質廃止されていません。

## 地公労幹事団 大分県人事委員会事務局長交渉を実施 - 5/22

地公労幹事団（議長：岡部勝也高教組執行委員長）は、今年度着任した藤原人事委員会事務局長に対して、①民調の内容（変更点）及び時期確認、②賃金改善及びこれまで県当局との交渉結果等を踏まえた対応（公民較差の完全解消（給料による較差解消）、各職給料表の継ぎ足し）をすること、③小規模企業の調査結果を勧告に反映させないこと、④実効ある「働き方改革」の推進と管理監督機関として責務をはたすこと、⑤育児・介護休暇を取得しやすい環境整備をすること、⑥定年延長に伴い、賃金水準の引き下げとならないこと、⑦秋の勧告に向けて、地公労と今後も協議の場を持つこと、を重点に申し入れを行いました。これに対し、藤原事務局長は、「人事委員会の責務を果たし、これからも公平・公正、中立の立場でとりくみたい。」と述べ、これまでの人事委員会の姿勢を踏襲する考えを示しました。私たちからの出された意見については、「皆さんの意見を重く受け止め、誠意を持って対応する。」という回答にとどまりました。



申入書を手交する、岡部地公労議長と藤原事務局長

### 大分県人事委員会 2019年職種別民間給与実態調査（概要）

- 1 調査期間 4月24日(水)～6月13日(木)
- 2 調査対象事業所 県内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所 148所  
(該当事業所434所の中から無作為抽出したもの)
- 3 調査の方法 職員が直接事業所を訪問して調査を行う。
- 4 調査の内容
  - (1) 事業所単位で行う調査事項
    - ・賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
    - ・本年の給与改定等の状況（ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等）
    - ・諸手当の支給状況（住宅手当、家族手当の支給状況等）
    - ・高齢者雇用施策等の状況（一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等）
  - (2) 従業員別に行う調査事項
    - ・4月分初任給月額
    - ・4月分所定内給与月額（役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額）

## 第1回 養護教諭部委員会

と き：6月22日(土) ところ：高教組研修所

今年度の第1回養護教諭部委員会は、大野委員長と担当執行委員である瀬尾副委員長の出席のもと開催されました。組合員の減少により参加者は過去最低人数でしたが、出席率としては過去最高となり、戸高史子部長のもと、「少人数専門部だからこそ組織強化を図ろう」とする意識の高さが表れた形となりました。

2018年度運動の経過および総括と2019年運動方針を協議し、すべて承認されました。さらに、専門部員の減少により現体制での活動が困難であるとの状況から具体的に論議を深め、昨年度の第2回養護教諭部委員会で提案されていた、新たな役員選出と地区編成（案）が正式に承認され、同日施行されました。

また、協議では、フッ化物洗口に関することや来年度導入予定の「生徒保健管理機能システム」について、多くの課題や意見が出されました。一つ一つの課題解決に向けて高教組本部と連携して、ていねいにとりくんでいくことが確認されました。



教職員共済からのお知らせ

あんしん むすぶ  
**教職員共済**

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

20代から40代の

# ライフデザインセミナー

を開催いたします！

開催日時

2019年8月17日(土) 10:00~12:00 定員 100人

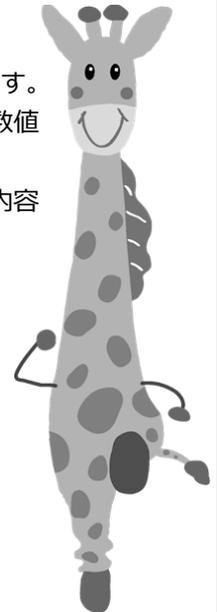
会場:大分県教育会館 2階 201 研修室 (大分市大字下郡 496-38)

年金と退職手当って  
どうなってるの？

自分の入っている共済で  
もしもの備えは大丈夫？

お金との上手な  
付き合い方は？

教職員の皆様の、生活設計を支援することを目的に『ライフデザインセミナー』を開催します。昨年引き続き、第2回目の開催となりますが、ご参加いただいた方からは、「具体的な数値が多く大変参考になった」「内容が多岐にわたっていて良かった」等の声を頂きました。在職中から退職後までを見通した生活設計を考えると、現状の生活スタイルや保障内容を見直す「きっかけ」になればと思っています。ぜひ皆様、お誘い合わせのうえご参加ください。



教職員共済イメージキャラクター あむりん

## セミナー内容

### - 退職後に安心して生活するために今から準備できること -

- ①公的年金 ②退職手当について ③三大資金と貯蓄について ④保障見直しについて

対象者：教職員とそのご家族

申込み締切日：2019年8月9日(金)

参加ご希望の方は教職員共済大分県事業所まで電話またはFAXしてください。

ご家族、同僚と一緒に参加ご希望の方は、参加される方全員のお名前をご記入ください。

なお、出席できなくなった場合には必ず下記までご一報願います。

※ お申込みは先着順となります。定員となり次第、締め切らせていただきます。

※ 旅費等は準備しておりませんのでご了承ください。

お問い合わせ  
お申込みは

厚生労働省認可

**教職員共済生活協同組合 大分県事業所**

〒870-0951 大分市大字下郡 496-38 大分県教育会館 2F  
電話 (097)556-4300 FAX (097)556-4441

ライフデザインセミナー 参加申込書

締切日 8月9日(金)

学校名	お名前	備考(同伴者など)

本セミナー申込書にご記入いただいた個人情報は、本セミナーを行うために使用するほか、教職員共済が行う事業のご案内、よりよい商品・サービスの提供のために利用させていただきます。 ※教職員共済の個人情報の取扱いに関する詳細はホームページ(<http://www.kyousyokuin.or.jp/>)をご覧ください。